

杉並区立小学校における重大事態の調査結果について

教育委員会の附属機関である「杉並区いじめ問題対策委員会」において、いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する重大事態に係る調査が実施され、その調査結果は、以下のとおりです。

1 事案の概要

本事案は、杉並区立小学校（以下「区立小学校」という。）に在籍する児童が、令和2年度の夏季休業期間前後の時期に、クラスメイトから複数のいじめの疑いがある行為を受けたことにより不調をきたし、遅刻や欠席が多くなるなど通常の登校が困難な状態になったというものである。

2 調査の概要

(1) 本調査の目的

本調査は、重大事態に係る事実関係を可能な限り明らかにし、当該重大事態への対処及び同種の事態の再発防止を図るため実施するものである。

(2) 調査組織

教育委員会の附属機関である「杉並区いじめ問題対策委員会」（大学教授・准教授（臨床心理士、社会福祉士）、医学博士、弁護士）において調査を実施した。

(3) 調査期間

令和6年10月2日から令和7年10月23日まで

(4) 調査方法

- ①関係する児童・保護者や教員に対する聴取
- ②記録資料の確認・分析

3 調査の結果

(1) 事実の認定

被害児童・保護者から、令和2年度の夏季休業期間前後の時期にクラスメイトから受けた複数の行為（被害児童のノートに落書きをした、など）について、いじめとの訴えがあった。

調査の結果、これらの行為について、一部を除き事実と認められた。また、事実と認められた行為について、いじめ防止対策推進法第2条に規定する「いじめ」の定義を踏まえて「いじめ」の該当性を検討した結果、「いじめ」に該当すると認められた。

(2) 区立小学校の対応について

- ①区はいじめ対応マニュアルでは、いじめを発見した場合の対応について、「その状況等を管理職に報告し、組織的な対応を図る」、「事実確認のための聴取の実施に当たっては、児童が話しやすい人や場所等に配慮する」等の事項が示されていたが、本事案においては、一部行為が管理職へ報告されず、また、被害児童を含む複数の関係児童が同席する中で聴取が行われ

るなど、初期対応が不十分であった。

- ②本事案においては、副校長が中心となって被害児童への対応に当たっていたものの、スクールカウンセラー（心理職）による積極的な対応は行われなかったため、被害児童に対する心理的ケアが不十分であった。
- ③管理職と担任教員以外の教職員による積極的な関与が無かったために、一部の教職員に負担が集中した結果、関係する児童及び保護者に対するより丁寧な対応が困難となったほか、区立小学校における初期対応や被害児童への心理的ケアに不十分な点が生じた。
- ④被害児童の状況を踏まえれば、遅くとも令和2年度末の段階で、本事案を重大事態として認定し、重大事態の発生について報告すべきであった。

（3）教育委員会の対応について

- ①本事案では、区立小学校と被害児童保護者との間の対応に委ねているのみでは状況を改善することが困難となっていたことが明らかであり、教育委員会として、区立小学校に対して助言等をするだけでなく、主体的に事態の打開策を提案するなど、より踏み込んだ対応をすべきであった。
- ②いじめ防止対策推進法において、学校の設置者にも重大事態への対処が必要とされていることから、区立小学校からの重大事態発生への報告がなくても、教育委員会として知り得た事実を基にして、速やかに重大事態の認定を行い、調査を開始すべきであった。

4 再発防止策の提言

（1）被害児童が安定した環境で安心して過ごせるような取組を継続すること。

区立小学校は、「被害児童が安定した環境で安心して過ごせるように、別室や保健室の利用を検討する」、「区立小学校として可能な学習サポートを行う」、「被害児童が大人を信頼できるように、誠実に接する」といったことを通じて、被害児童を心理面・学習面で支援するとともに、教育委員会は、区立小学校におけるこれらの取組を積極的に支援すること。

（2）いじめの疑いを正確に認識し、適切な初期対応を行うこと。

学校及び教育委員会は、教職員が「いじめの疑い」を正確に認識することができるようにするとともに、改めて、区の「いじめ対応マニュアル」に示された初期対応について、教職員に徹底を図ること。

（3）組織として被害児童への心理的ケアや再発防止のための措置を講ずること。

学校は、いじめの疑いがある行為が発生した場合には、学校いじめ対策委員会で情報を共有し、教職員間で役割分担を行うなどして組織的に対応する必要がある、その際には、スクールカウンセラーや学校法律相談担当弁護士等の専門家にも協力を求めた上で、必要な措置を講ずること。

教育委員会は、学校の対応だけでは事態の改善が困難と認められる事案に関して、より積極的に関与すること。

（4）重大事態の認定が遅きに失することのないようにすること。

学校及び教育委員会は、改めて、教職員に対して、重大事態の要件に対する理解を促すとともに、重大事態の認定が遅きに失することがないように、学校及び教育委員会が連携して個別の事案に対応していくこと。